



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 43 (2014年7月17日発行)

皆様こんにちは。今回のタイ国法律情報 Vol.43 は、ご購入者から寄せられた質問:「タイの180日ルール」についてです。今回の質問者は日系企業S社様です。ご質問頂いた内容をご購読者の皆様と共有したいと思います。

【質問事項】 質問者：日系メーカーS社様より



タイの180日ルールについての質問です。

タイに「180日以上（起算日は1月1日～12月31日）滞在すると、タイで所得税を支払う必要がある」と言われました。

日本本社Aに籍があり、180日を超えそうな出張者が数名おります。

タイ法人である当社Sが、日本本社Aに技術支援料を支払っており、日本本社Aが、出張者に対して出張手当を支払っています。

技術支援料は、技術支援契約書に基づき、日当（タイに滞在する日数全部。宿泊費を含む）と技術支援料（実際に仕事をした日のみ）を出張者は受け取っています。

タイで所得税を支払う場合、

1. 日本での給料をベースに課税されるのか？
2. あるいは、受け取った技術支援料に課税されるのか？
3. タイの税務当局がタイの入国管理事務所から情報を得て、摘発するのか？

これらがどうなるのかを教えてください。

【回答】



日本とタイの間では、「租税条約」を締結しています。これは双方の国で二重課税を防ぐための条約で、180日以上滞在していた国に課税の権限があります。“個人所得”に対して課税され、その計算方法は、日本の所得とタイの所得を合算して計算されます。

日本国内の処理は、タイ国に180日以上滞在していること、そしてタイで納税していることを証明する書類を提出します。(通常は、経理部が対応しています)

技術支援料については、会社間の取引となり個人所得ではありません。技術支援料は、通常「ロイヤリティー」とみなされ源泉徴収税(W.H.Tax)15%となります。

今回の出張者の方は、日本に在籍しており、タイでは労働許可証を保持していません。

労働許可証がない場合は、180日以上タイで就労し、日本の派遣元(本社A)及びタイ国内の派遣先(S社)の2箇所から給料を受給している場合、タイでの課税対象になるのは、タイ国内のS社から支給されている給料のみです。

もし日本の本社A社のみから支給されている場合は、日本でのみ課税対象となります。

タイ国内の納税義務の確認については、労働許可証の有無を原則に行います。

タイの取引先から受領している技術支援料については、ポーポー36様式に基づく付加価値税、及びポーゴードー54に基づく法人の海外送金に対する源泉徴収税が徴収されます。

「摘発」についてですが、タイ国内の派遣先である会社の会計処理上、税務当局からの摘発いかんに関わらず、会社が適切に処理している場合は問題ありません。

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、2014年8月21日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたらご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

【スタッフのご紹介】

★TJP のスタッフをご紹介致します。

今回は、プロ通訳者の手配・管理を行っている
「Ms. Umpa」をご紹介致します。当社の創業からの
社員です。



<Ms.アンパーから>

アンパー・ムーンサンと申します。

大学では専攻は経理でした。

TJ Prannarai Recruitment での勤務は、13 年になります。

所属はリクルート部で、タイ国内のお客様に通訳者を手配する業務を担当しています。

その他、お客様や通訳とのやりとり、お見積りのご提案、通訳派遣に関する各種文書の作成も私の担当業務です。また、様々な人材を必要とする国内のお客様に対し、学部卒以上の正規スタッフをご紹介させていただいております。宜しくお願い致します

日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

★通訳サービス： 半日から対応が可能です。

日本語能力検定 1 級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス： Email もしくは FAX にて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積りいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

絶対に間違えられない翻訳・通訳は TJP へ

現役経営者がお届けする タイ語-日本語対訳の必読本

「タイ国 国税法」

[タイ国 国税法-収録内容]

-所得税

-付加価値税(VAT)

-特別事業税

他収録

新刊のご案内

2014年7月1日発売開始



タイ語-日本語併記

文字が大きく読みやすい

会社経営に必要な基礎知識満載

TJプランナライリクルートメント株式会社

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21Fl. 65 Soi Sukhumvit 42. Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110 Thailand

TEL: 0-2712-3199 Fax 0-2712-3201 Email: trans@tjprannarai.co.th

書籍購入 申込書

「タイ国 国税法」

会社経営・ビジネス実務において正確な理解が必要とされる国税の知識。

会計士・経理スタッフの有効活用のためにも是非お役立てください。

価格：1,500バーツ

ご購入は下記項目をご記入の上、FAXまたはEmailにてご送信ください。

To TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

Fax To: 0-2712-3201

Email: trans@tjprannarai.co.th

申 込 書

申 込 書

ご芳名 :	
Name (English) :	
会社名 (英語でご記入ください) :	
お届け先 (ご住所) :	

Tel :	Fax :
Email :	

※お申込書受領後、Eメールにてお支払方法をご案内申し上げます。
※送料は別途発生いたします。